

## 「くまっちゃん」グッズ

【貸し出しを行うもの】

### ●くまっちゃん 着ぐるみ



### ●のぼり



#### のぼり（大）

「消費者トラブル 必ず相談」 2本  
「かっこいい消費者になろう！」 2本

#### のぼり（小）

「5月は消費者月間です。」 2本  
「こまった時は  
あきらめないで必ず相談」 2本  
「かっこいい消費者になろう！」 2本

●パネル (全20枚 ※詳細はお問い合わせください)

## クーリングオフ通知を 書いてみよう♪

クーリングオフ通知の書き方ガイド

●クーリングオフできる商品の一覧

商品名	適用対象	期間
消費者が個人として購入した商品	事業者は事業者としての営業活動の一環として、消費者から購入した商品	1年以内
消費者が個人として購入した商品	事業者は事業者としての営業活動の一環として、消費者から購入した商品	1年以内
消費者が個人として購入した商品	事業者は事業者としての営業活動の一環として、消費者から購入した商品	1年以内
消費者が個人として購入した商品	事業者は事業者としての営業活動の一環として、消費者から購入した商品	1年以内

●クーリングオフできない取引

- 3,000円未満の商品取引
- 自らあるいは別荘で購入した商品(上の表にある取引は除く)
- 遠隔地で購入した取引
- 電話、インターネット通信記録などの取引
- 定額した定期借
- 新築自動車、電気、ガス、水道、郵便送付の郵便 など

高知県立消費生活センター 088-824-0999

## ちゃんと知ってる? クーリングオフ

訪問販売や電話勧誘販売など、一言口約束で結ばれた契約した商品や、マルチ商法など、毎週でリスクが高い取引で契約した場合、一定の期間内であればクーリングオフができます。クーリングオフは、冷静になって考え直す時間を消費者に与えるための制度であり、契約を無条件で解除することができます。

**アドバイス**

- クーリングオフするときは、一定期間内に、契約した事業者へ(クレジットカード払いの場合は運営会社へも)書面で通知します。
- 書面(ハガキの場合は表と裏)のコピーを関係書類と一緒に半年間保管しましょう。
- 残金は記録が残る特定記録印像が帳簿書類で、
- クーリングオフに理由はいりません！支払った代金は全額返還してもらえます。商品取引取り扱いは事業者の負担となります。
- 分からないことがあれば、消費生活センターに相談してください！

高知県立消費生活センター 088-824-0999

## サイドビジネス商法 高額な先行投資には注意!

訪問販売の注意点を踏まえて、仕事に前向きとして参加を促す場合があります。

＜相談事例＞  
本人並で約200万円の利益を見つけた。スマートフォンでメルマガを作成する仕事で、作成方法は教えてもらえたと契約した。メルマガを作成していると、担当者に「評判が良いのでホームページを23万円で購入してオーナーにならないか」「機会を見て購入してもすぐに返済できる」と強く勧められ、指示されるままに消費生活センターで借金してホームページを購入した。その後「サイトを大きくしたほうがいい」と言われて費用を払ったが、収益は上がらず、借金返済だけが続いた。

**アドバイス**

- サイドビジネス(内職) 商法は仕組みも複雑であり、書面(商品の内容、業務提供の条件、金銭負担の内容、契約解除の条件等を記載した書面)の交付義務や誇大広告の禁止などの規制があります。
- 契約書面を受け取った日から20日以内であれば、クーリングオフができます。
- 家に収入が得られるというセールストークを極力聞き流し、契約内容や仕組みを確認して慎重に検討しましょう。

高知県立消費生活センター 088-824-0999

## マルチ商法 加害者になる可能性も

販売開始の段階で契約した訪問販売を継続的に行うことにより、期間を拡大して行う商品・サービスの取引です。販売促進費を支払う仕組みや独自購入の義務によって利益を得られると説明されます。ネットワークビジネスと説明する場合があります。

＜相談事例＞  
- 知人に誘われて説明会に行き、「儲かる」と言うので役員登録し、2万円を払ったが1年たったと連絡が来ない。  
- 同級生から申し込みの連絡があり、「説明書を受け取った方がいい」と言うので自宅へ行き、「説明書はいいけど27万円を継続の購入を勧められ、急かされて契約した。最後に、知り合いを勧誘すればボーナスが入ると聞いたが、こんな高額な契約をするつもりはなかった。

**アドバイス**

- 契約書面または商品を受け取った日から20日以内であれば、クーリングオフができます。クーリングオフ期間が過ぎていても、勧誘方法等に問題があれば、契約の取り消しができる可能性があります。
- 身近な人からの勧誘でも、契約する意思がない場合はきっぱりと断りましょう。
- 契約のために、甘い見通しで借金してはいけません。
- 事業者への投資を勧誘されても、安易に信じて、十分に確認しましょう。
- 家族や友人など、トラブルを抱えている人を助ける力をしましょう。
- 少しでも不安があれば、消費生活センターに相談してください。

高知県立消費生活センター 088-824-0999

【イラストデータ】 ※データは一例です。

